

船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地を賃借して、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定による市長の認可を得て法第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)を新たに設置する場合に、当該土地の賃借に係る経費を対象に、予算額の範囲内において補助金を交付することにより、保育所待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、土地を賃借することにより保育所等(保育所又は保育所分園(保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)の別紙「保育所分園設置運営要綱」に基づき設置されるもの。)をいう。以下同じ。)を設置し、継続的に保育を実施できる者(以下「設置者」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、土地を借り上げて保育所等を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う賃借料(開所前の整備期間(建設工事に着手した月から開所までの間をいう。以下同じ。)の賃借料及び礼金を含み、敷金及び保証金は除く。)にかかる経費とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 賃借する土地の所有者又は貸主が、設置者(法人である場合は経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)を含む)の親族又は寄附者等、設置者と密接な関係にある場合
- (2) 賃借する土地の貸主が、土地の所有者と同一でない場合
- (3) 他の補助金の補助対象経費と重複する場合

2 前項各号の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、開所前の整備期間及び保育所等の開所から10年を経過するまでとする。

(補助の要件)

第6条 補助の対象となる保育所等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 平成21年7月9日から令和3年4月1日までの間に新たに開所した保育所等で

あること。

- (2) 貸主が地方住宅公社又はこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等信用力が高い経営主体であると市長が認めた場合を除き、原則として地上権又は賃借権を設定し、登記できること。
- (3) 既に抵当権等の権利設定がされていないこと。
- (4) その他、補助金の交付について、不相当と認める事由がないこと。

(事業計画等の提出)

第7条 新たに開所する保育所等について補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、市長が指定した期日までに、保育所等の事業計画について、交付を受けようとする補助金の額の算定にかかる補助対象経費が確認できる賃貸借契約書その他の書類を付して市長に提出するものとする。

(補助の内示)

第8条 市長は、前条の規定による事業計画の提出があった場合は、第6条各号に基づき補助金の交付の適否について審査し、申請予定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月31日までに船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第11条 第9条の規定による申請に係る補助金については、この要綱において定める賃借料等の支払が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市民間保育所土地賃借料補助金返還命令書（第3号様式）によりその返還を命ずるものとする

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令

に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第 15 条 第 10 条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類を当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第 16 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(その他)

第 17 条 補助金の交付を受けたものは、第 5 条に定める補助対象期間が終了した以降の保育所等の運営について、資金計画等の策定等、保育所等の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

(補助の対象となる保育所等の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に開所した保育所等及び船橋市民間保育所整備費補助金の補助の対象となる保育所等については、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(補助の対象となる保育所等の特例)

2 船橋市私立保育所整備補助金の補助の対象となる保育所等については、第2条第2項後段の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に開所した保育所等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日をもって、新たな適用を停止する。ただし、(仮称)行田一丁目保育園プロポーザル(平成30年度子第558号)において船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が保育所の設置運営事業者として内定した者が設置する当該内定に係る保育所を除く。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

別表

補助基準額	1施設当たり年額800万円。ただし、賃借期間が12月に満たない場合、1施設当たり年額800万円に賃借期間の月数を12で除した数を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。
補助率	1/2

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

保育所名

法人名

所在地

代表者氏名

印

船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付申請書

民間保育所土地賃借料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 当該土地の賃貸借契約書の写し
- (2) 当該土地の登記事項証明書
- (3) 当該保育所を経営する法人と貸主が特別の関係のある者でないことを誓約する書類
- (4) 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式

船橋市指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった民間保育所土地賃借料補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する。 交付決定額 金 円
- 2 交付しない。
(理由)

第3号様式

第 年 月 日
号 日

様

船橋市長 印

船橋市民間保育所土地賃借料補助金返還命令書

船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
補 助 対 象 施 設 の 名 称	
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円